

令和 8 年度第 8 回（令和 8 年 7 月 28 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2434〕

1 件名

石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

介護施設等の整備については、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、県及び市が制定した補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

今般、国において地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部を改正したことを受け、県の交付要綱が改正され、対象事業の補助単価等の見直し等の改正内容について通知があった。

【目的】

安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう基盤整備を推進するため、国及び県の制度改正に合わせ、本市の要綱を改正するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☑有 □無】**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）

（県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱
石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（平成 28 年石巻市告示第 141 号）

【総合計画の位置付け：☑有 □無】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち
第 2 節 生きがいをもち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実

【個別計画の位置付け：☑有 □無】

石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画
第 4 章 施策の展開
基本方針 6 介護サービス基盤の充実
第 1 節 介護サービス基盤の整備・充実

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 26 年 6 月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布
9 月	（国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の制定
平成 27 年 7 月	（県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の施行
令和 8 年 4 月	（国）地域医療介護総合確保基金管理運営要領の一部改正
6 月	（県）補助単価等の見直しを含めた改正内容に関する通知及び地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正

5 主な内容

（県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正により、別紙参考資料のとおり各種事業の補助単価が引き上げとなる。

また、本改正に併せて（市）地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の別表で定めていた補助対象事業等を（県）地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱別表に掲げる事業等を参照する形に改正する。

【参考】

補助対象事業

No.	事業名	補助対象概要
1	地域密着型サービス等整備助成事業	新規の介護施設の開設、既存介護施設の改修及び移転
2	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	新規の介護施設の開設、既存の介護施設増床等に必要な備品等
3	定期借地権設定のための一時金の支援事業	用地確保のための定期借地権設定に際して支払った一時金（前払いとして授受されたものに限る）
4	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存の介護施設の個室、多床室をユニットへ改修する事業

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

事業者に対し、施設整備費や開設準備経費を補助することにより、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備が図られる。

【市財政への負担】

地域医療介護総合確保事業費補助金 94,202千円（令和8年度当初予算）

（財源）

地域医療介護総合確保事業費補助金（県）10／10

※県要綱改正により補助単価の引き上げが行われるが、本改正による市財政への影響はない。

7 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体においても、要綱の改正を行う。

なお、県内市においては岩沼市が県要綱に定める事業及び単価を参照する方式をとっている。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年8月 石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱の改正（令和8年6月10日遡及適用）

9 その他

○石巻市地域医療介護総合確保事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱（平成28年3月31日告示第141号）
の一部を改正する告示に係る参考資料

改正後の単価（県要綱）			現 行		
地域密着型サービス等整備助成事業			別表第2（第4条関係） 地域密着型サービス等整備助成事業		
区分	補助単価	単位	区分	補助単価	単位
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型サービス施設等の整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円以内で市長が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円以内で市長が定める額	施設数

改正後の単価（県要綱）			現 行		
介護予防拠点	11,900千円以内で市長が定める額	施設数	介護予防拠点	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,600千円以内で市長が定める額	施設数	地域包括支援センター	1,480千円以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,600千円以内で市長が定める額	整備床数	緊急ショートステイ	1,480千円以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	16,000千円以内で市長が定める額	施設数	施設内保育施設	14,800千円以内で市長が定める額	施設数
小規模な介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円の範囲で市長が定める額	整備床数	小規模な介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護施設等の合築等			介護施設等の合築等		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
空き家を活用した整備			空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホーム	11,900千円以内で市長が定める額	施設数	認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所			小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所			看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター			認知症対応型デイサービスセンター		
区分	補助単価	単位	区分	補助単価	単位
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業			都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～5,960千円の範囲で市長が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数

改正後の単価（県要綱）			現 行		
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業			中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数

改正後の単価（県要綱）			現 行		
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	7,900千円以内で市長 が定める額	施設数	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	7,330千円以内で市長 が定める額	施設数
看護小規模多機能型居宅介 護事業所	15,000～44,700千円の 範囲で市長が定める額	施設数	看護小規模多機能型居宅介 護事業所	15,000～41,500千円の 範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービス センター	16,000千円以内で市長 が定める額	施設数	認知症対応型デイサービス センター	14,800千円以内で市長 が定める額	施設数
介護予防拠点	11,900千円以内で市長 が定める額	施設数	介護予防拠点	11,000千円以内で市長 が定める額	施設数
地域包括支援センター	1,600千円以内で市長 が定める額	施設数	地域包括支援センター	1,480千円以内で市長 が定める額	施設数
緊急ショートステイ	1,600千円以内で市長 が定める額	整備床 数	緊急ショートステイ	1,480千円以内で市長 が定める額	整備床 数
施設内保育施設	16,000千円以内で市長 が定める額	施設数	施設内保育施設	14,800千円以内で市長 が定める額	施設数
小規模な有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数	小規模な有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数
特別養護老人ホーム及び併 設されるショートステイ用 居室	2,000～5,960千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数	特別養護老人ホーム及び併 設されるショートステイ用 居室	2,000～5,530千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数
介護老人保健施設	25,000～74,600千円の 範囲で市長が定める額	施設数	介護老人保健施設	25,000～69,200千円の 範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000～74,600千円の 範囲で市長が定める額	施設数	介護医療院	25,000～69,200千円の 範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	3,190千円以内で市長 が定める額	整備床 数	養護老人ホーム	2,960千円以内で市長 が定める額	整備床 数
ケアハウス（特定施設入居 者生活介護の指定を受ける もの）	2,000～5,960千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数	ケアハウス（特定施設入居 者生活介護の指定を受ける もの）	2,000～5,530千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数
有料老人ホーム（特定施設 入居者生活介護の指定を受	2,000～5,960千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数	有料老人ホーム（特定施設 入居者生活介護の指定を受	2,000～5,530千円の範 囲で市長が定める額	整備床 数

改正後の単価（県要綱）				現 行			
	けるもの)				けるもの)		
空き家を活用した整備				空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	11,900千円以内で市長が定める額	施設数		認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所				小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	認知症対応型デイサービスセンター				認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の集約・再編支援事業				介護施設等の集約・再編支援事業			
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～5,960千円の範囲で市長が定める額	整備床数		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されたショートステイ用居室	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
	小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円の範囲で市長が定める額	施設数		小規模な介護老人保健施設	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
	小規模な介護医療院	25,000～74,600千円の範囲で市長が定める額	施設数		小規模な介護医療院	25,000～69,200千円の範囲で市長が定める額	施設数
	小規模な養護老人ホーム	3,190千円以内で市長が定める額	整備床数		小規模な養護老人ホーム	2,960千円以内で市長が定める額	整備床数
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円の範囲で市長が定める額	整備床数		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,530千円の範囲で市長が定める額	整備床数
	都市型軽費老人ホーム	2,390千円以内で市長が定める額	整備床数		都市型軽費老人ホーム	2,210千円以内で市長が定める額	整備床数
	認知症高齢者グループホーム	15,000～44,700千円の範囲で市長が定める額	施設数		認知症高齢者グループホーム	15,000～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円の範囲で市長が定める額	施設数		小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～41,500千円の範囲で市長が定める額	施設数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円以内で市長が定める額	施設数		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円以内で市長が定める額	施設数

改正後の単価（県要綱）			現 行		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円以内で市長が定める額	施設数
地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円以内で市長が定める額	施設数
緊急ショートステイ	<u>1,600</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	緊急ショートステイ	<u>1,480</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円以内で市長が定める額	施設数	施設内保育施設	<u>14,800</u> 千円以内で市長が定める額	施設数
小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円の範囲で市長が定める額	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円以内で市長が定める額	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円の範囲で市長が定める額	整備床数
介護施設等の合築等			介護施設等の合築等		

改正後の単価（県要綱）				現 行			
	別表第 1 の 1 に掲げる施設等を合築・併設する場合	合築・併設を行う上記施設の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		別表第 1 の 1 に掲げる施設等を合築・併設する場合	合築・併設を行う上記施設の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備				空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	11,900千円以内で市長が定める額	施設数		認知症高齢者グループホーム	11,000千円以内で市長が定める額	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所				小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	認知症対応型デイサービスセンター				認知症対応型デイサービスセンター		

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分		補助単価	単位
定員29人以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円以内で市長が定める額	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。）
	小規模な介護老人保健施設		
	小規模な介護医療院		
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	小規模な介護付きホーム		

別表第 3（第 4 条関係）

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分		補助単価	単位
定員29人以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円以内で市長が定める額	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数とする。）
	小規模な介護老人保健施設		
	小規模な介護医療院		
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
	認知症高齢者グループホーム		
	小規模多機能型居宅介護事業所		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	小規模な介護付きホーム		

改正後の単価（県要綱）					現 行				
		（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）					（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800千円以内で市長が定める額	施設数			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円以内で市長が定める額	施設数
		都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム	561千円以内で市長が定める額	定員数			都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム	520千円以内で市長が定める額	定員数
		施設内保育施設	5,610千円以内で市長が定める額	施設数			施設内保育施設	5,200千円以内で市長が定める額	施設数
介護予防拠点	介護予防拠点施設等		134千円以内で市長が定める額	1 か所	介護予防拠点	介護予防拠点施設等		124千円以内で市長が定める額	1 か所

定期借地権設定のための一時金の支援事業
（略）

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区分		補助単価	単位
既存施設のユニット化改修	(1) 特別養護老人ホーム	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合	整備床数
	(2) 介護老人保健施設	1,600千円以内で市長が定める額	
	(3) 介護医療院	(2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 3,190千円以内で市長が定める額	

別表第4（第4条関係）

定期借地権設定のための一時金の支援事業
（略）

別表第5（第4条関係）

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区分		補助単価	単位
既存施設のユニット化改修	(1) 特別養護老人ホーム	(1) 「個室→ユニット化」改修の場合	整備床数
	(2) 介護老人保健施設	1,480千円以内で市長が定める額	
	(3) 介護医療院	(2) 「多床室→ユニット化」改修の場合 2,960千円以内で市長が定める額	

改正後の単価（県要綱）			現 行		
特別養護老人ホーム（多床室）及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー保護のための改修	976千円以内で市長が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム（多床室）及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー保護のための改修	906千円以内で市長が定める額	整備床数